

軽井沢町新型コロナウイルス対策商店街等利用促進「軽井沢
ファイト商品券」給付事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町内での消費拡大と購買促進を図り、地域経済及び商店街等の活性化に繋げることを目的に実施する軽井沢ファイト商品券事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽井沢ファイト商品券の給付)

第2条 町長は、この要綱の定めるところにより、軽井沢ファイト商品券(以下「商品券」という。)を給付するものとする。

(対象者)

第3条 商品券の給付対象者(以下「対象者」という。)は、令和3年8月1日(以下「基準日」という。)において、本町の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして町長が認めるものを含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出を行わなかった者については、商品券の給付対象者とししないものとする。

(受給権者)

第4条 商品券の受給権者は、その者の属する世帯の世帯主(ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合にあっては、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれたもの))とする。

(商品券の額)

第5条 商品券の金額は、対象者1人につき5,000円とする。

(給付方法)

第6条 町長は、対象者に対し商品券を簡易書留郵便によって行う。ただし、真にやむを得ない場合に限り、その他の方法により給付することができるものとする。

(商品券の使用期限)

第7条 商品券の使用期限は、令和3年11月1日から令和4年2月28日までとする。

(商品券の給付等に関する周知等)

第8条 町長は、商品券の実施に当たり、対象者の要件等事業の概要について、広報その他の方法により町民への周知を行うものとする。

(商品券の受取りが行われなかった場合等の取扱い)

第9条 町長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、令和4年1月14日までに受取りが行われなかった場合、商品券の給付を辞退したものとみなす。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により商品券を受けた者がいるときは、既に給付を行った商品券の返還を求めるものとする。

(商品券の譲渡又は担保の禁止)

第11条 商品券を受取る権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。